

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当該休日は、
がと日
に定められたの翌日）

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政
令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
前田迪郎	鳥医第一、八七二号	昭和四十九年四月三日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤康裕	鳥齒第一、三一七号	昭和四十九年四月六日

鳥取県告示第三百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
石井内科医院	鳥取市布勢字河徳三三二の四	昭和四十九年四月三日

鳥取県告示第三百七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

鳥取県告示第三百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国歯第一、八七〇号	井 上 一 憲	昭和四十九年三月二十三日
鳥國歯第三一七号	後 藤 康 裕	昭和四九年四月六日

鳥取県告示第三百七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行う場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和四十九年四月一日から適用し、昭和四十八年十月鳥取県告示第八百十八号（健康保険法等による看護料の支給基準について）は、昭和四十九年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時監視し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合

病種別	一日当たりの看護料
コレラ、痘瘡、発疹チフス及びペスト	四、六五〇円三、七二〇円
法定伝染病（コレラ、痘瘡、発疹チフス）	一

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
石井内科医院	鳥取市布勢字河徳 三三二ノ四	道府県名 全国 昭和四十九年四月三日

ス及びペストを除く。)、急性灰白髓炎、開放性結核、非開放性結核(患者者が結核病棟に収容されたときに限る。)及び精神病

三、七二〇円二、九八〇円二、六〇〇円

ス及びペストを除く。)、急性灰白髓炎、開放性結核、非開放性結核(患者者が結核病棟に収容されたときに限る。)及び精神病

三、一〇〇円二、四八〇円二、一七〇円

二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合

(一) 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。

(二) 食事及び用便につき介助を要すること。

病種別	一日当たりの看護料
コレラ、痘瘡、癰瘍チフス及びペスト	二、二八〇円
法定伝染病(コレラ、痘瘡、癰瘍チフス及びペストを除く。)、急性灰白髓炎、開放性結核、非開放性結核(患者者が結核病棟に収容されたときに限る。)及び精神病	一、八二〇円
その他の疾病	一、五二〇円

- 備考
- 一看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
 - 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたときは、一日当たりの看護料の額に二割五分の額を加算することができる。
 - ただし、支給基準の二に該当する場合は、この限りでない。

鳥取県告示第三百七十七号
この基準は、最高額を示したものであり、現に要した看護料がこの支給基準の範囲内であるときは、その額とする。
労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、日本交通株式会社代表取締役沢巖から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

一 事件

日本交通鳥取地区労働組合の主張する賃金引上げの要求に関する件

二 日時

昭和四十九年四月二十七日からこの事件が解決する日まで

三 場所

日本交通株式会社において、日本交通鳥取地区労働組合の組合員が從事する全職場(鳥取県)

四 概要

日本交通鳥取地区労働組合が行う争議行為に対抗して作業所閉鎖等を実施する。

鳥取県告示第三百七十八号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第

一項の規定に基づき、昭和四十九年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三、

第一 次	第二 次	検査場所	家畜の種類
五月二十四日 午前十一時から	五月二十七日 午前十一時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛、豚、馬
五月二十五日 午前九時から	五月二十八日 午前九時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
午後一時から	午後一時から	東伯郡赤穂町出上 鳥取種畜牧場	"
午後三時から	午後三時から	松谷	"
五月二十六日 午前十時から	五月二十九日 午前十時から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	"
"	"	米子市吉岡 西部家畜市場	"
午後三時から	"	両三柳 中小家畜試験場	"

鳥取県告示第三百七十九号

関金町から申請のあつた町営土地改良（和谷地区農道舗装）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

五月二十七日 午前十時から	五月三十日 午前十時から	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場
午後一時から	午後一時から	" 岸本町岸本
午後一時から	午前十時から	日野郡溝口町溝口
午前十時から	午前十時から	溝口家畜市場
午後一時から	午後一時から	江府町江尾
午前十時から	午前十時から	" 生山家畜市場
午後一時から	午後一時から	日南町生山
午後一時から	午後一時から	根雨家畜市場
"	"	日野町根雨

示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十号

花見東郷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（花見東郷地区維持管理）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十七日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十三号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（福永地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十一号

八上土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（八上地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき昭和四十九年四月十七日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十四号

八東町から申請のあつた町営土地改良（中地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十二号

河原町から申請のあつた町営土地改良（下曳田正法寺地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月

鳥取県告示第三百八十五号

東伯郡東伯町大字法万三六五番地横山功ほか二十人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（古布庄地区農地造成）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において

十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第三百八十六号

八東町から申請のあつた町営土地改良（小別府地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十七日認可したので、同法第九十条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第三百八十七号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（殿地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三